

## 柏崎刈羽原子力発電所の確実な検証と佐渡市民の安全な避難方法を求める意見書

昨年12月、原子力規制委員会は柏崎刈羽原子力発電所が国の新規制基準に適合していると結論づけて審査書を正式決定し、再稼働を容認している。このことから、地元の同意さえあれば再稼働に向かうという状況に置かれている。

この状況下において、ことし6月の県知事選挙で新知事に就任した花角県知事は、前知事が掲げていた3つの検証である「福島第一原発の事故原因の検証」、「原発事故が健康と生活に及ぼす影響の検証」、「万一原発事故が起こった場合の安全な避難方法の検証」を引き継ぎ、その検証結果が示されないかぎり再稼働の同意をしないことを選挙公約としている。

しかし、国の原子力災害対策指針による地域防災計画や避難計画は、原子力発電所施設から概ね半径30km圏内について策定するものであり、佐渡市はこの範囲外である。柏崎刈羽原子力発電所から佐渡にもっとも近いところは直線距離で約50kmであり、さらに離島であるために避難が非常に困難な状況下に置かれている。福島第一原子力発電所の事故では30kmをはるかに超えて放射性物質が拡散され、様々な問題が起きたことは周知の事実であることから、佐渡においても対策が求められている。

よって、新潟県においては、佐渡市民の安全を確保するため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 原子力発電所の再稼働については、公約された「3つの検証」の結果が出るまで進めないこと。
- 2 安全な避難方法の対象市町村に離島である佐渡市を含めるとともに、佐渡市民の理解なしに再稼働は進めないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

新潟県佐渡市議会議長 猪股文彦